

様式第1号（乙）（第2条関係）

収 支 報 告 書

令和7年4月1日

堺市議会議長 田淵 和夫 様

議員氏名 西村 昭三

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,360,000	@280000円 × 12ヶ月 = 3,360,000 円
2 その他		
収 入 合 計	3,360,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	26,726	26,726	
研 修 費			
要 請・陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	108,400	108,400	
広 報・広 聴 費	7,315	7,315	
人 件 費	1,029,600	1,029,600	
事 務・事 務 所 費	2,157,802	2,157,802	
支 出 合 計	3,329,843	3,329,843	

様式第 1 4 号 (第 7 条関係)

令和 6 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 西村 昭三

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【資料購入費】 市政に関する新聞の購入	令和 6 年 4/1～ 令和 7 年 3/31	市政に関する調査研究を行うため、新聞の購入を行った。
【人件費】 事務員の雇用	令和 6 年 4/1～ 令和 7 年 3/31	市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃借	令和 6 年 4/1～ 令和 7 年 3/31	市政に関する調査研究を行うため、堺区大浜南町において事務所を賃借した。
【調査研究費】 市政に関する調査の実施	令和 6 年 4/1～ 令和 7 年 3/31	市政に関する調査研究を行うため、関係各所に出向いた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.4.1	401		9,596	9,596	3月分事務所通信費	⑨	
6.4.10		840,000		830,431	政務活動費4.5.6月分		
6.4.10	410		6,334	824,070	3月分携帯料金	⑨	
6.4.25	425		85,800	738,270	4月分人件費	⑧	
6.4.26	426-1		8,452	729,818	4月分駐車場代	⑨	
6.4.26	426-2		4,900	724,918	4月分新聞費	⑥	
6.4.26	426-3		4,400	720,518	4月分新聞費	⑥	
6.4.26	426-4		86,240	634,278	5月分事務所賃借料	⑨	
6.4.30	430-1		2,773	631,505	事務所水道料金	⑨	
6.4.30	430-2		66,906	564,599	車リース料金	⑨	
6.4.30	430-3		11,266	553,343	4月分事務所通信費	⑨	
月計		840,000	286,657				
累計		840,000	286,657	553,343			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 5. 10	510-1		12,986	540,357	3月分事務所電気代	⑨	
6. 5. 10	510-2		6,342	634,015	4月分携帯料金	⑨	
6. 5. 10	510-3		5,528	528,487	ガソリン代	①	
6. 5. 24	524		85,800	442,687	5月分人件費	③	
6. 5. 27	527-1		86,240	356,447	6月分事務所賃借料	⑨	
6. 5. 27	527-2		8,452	347,995	5月分駐車場代	⑨	
6. 5. 29	529-1		4,900	343,095	5月分新聞費	⑥	
6. 5. 29	529-2		4,400	338,695	5月分新聞費	⑥	
6. 5. 31	531-1		66,906	271,789	車リース料金	⑨	
6. 5. 31	531-2		11,335	260,454	5月分事務所通信費	⑨	
月計			292,889				
累計		840,000	579,546	260,454			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 6. 10	610		6, 332	254, 122	5月分携帯料金	⑨	
6. 6. 19	619-1		8, 858	245, 264	4月分事務所電気代	⑨	
6. 6. 19	619-2		9, 122	236, 142	5月分事務所電気代	⑨	
6. 6. 24	624-1		4, 900	231, 242	6月分新聞費	⑥	
6. 6. 24	624-2		4, 400	226, 842	6月分新聞費	⑥	
6. 6. 25	625-1		85, 800	141, 042	6月分人件費	⑧	
6. 6. 25	625-2		86, 240	54, 802	7月分事務所賃借料	⑨	
6. 6. 26	626		8, 452	46, 350	5月分駐車場代	⑨	
6. 6. 27	627-1		2, 696	43, 654	水道料金	⑨	
6. 6. 27	627-2		9, 857	33, 797	5月分事務所通信費	⑨	
月計			226, 657				
累計		840, 000	806, 203	33, 797			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.7.1	701		66,906	-33,109	6月分車リース料金	⑨	
6.7.10		840,000		806,891	政務活動費7.8.9月分		
6.7.10	710		6,324	800,567	6月分携帯料金	⑨	
6.7.18	718		7,315	793,252	名刺代金	⑦	
6.7.24	724-1		4,900	788,352	7月分新聞費	⑥	
6.7.24	724-2		4,400	783,952	7月分新聞費	⑥	
6.7.25	725		85,800	698,152	7月分人件費	⑧	
6.7.26	726-1		86,240	611,912	8月分事務所賃借料	⑨	
6.7.26	726-2		8,452	603,460	7月分駐車場代	⑨	
6.7.31	731-1		7,656	595,804	6月分事務所電気代	⑨	
6.7.31	731-2		9,844	585,960	7月分事務所通信費	⑨	
月計		840,000	287,837				
累計		1,680,000	1,094,040	585,960			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 8. 13	813-1		6, 336	579, 624	7 月分携帯料金	⑨	
6. 8. 13	813-2		1, 719	577, 905	ガソリン代	①	
6. 8. 23	823		85, 800	492, 105	8月分人件費	⑧	
6. 8. 26	826-1		8, 452	483, 653	8月分駐車場代	⑨	
6. 8. 27	826-2		86, 240	397, 413	9月分事務所賃借料	⑨	
6. 8. 27	827-1		4, 400	393, 013	8月分新聞費	⑥	
6. 8. 27	827-2		4, 900	388, 113	8月分新聞費	⑥	
6. 8. 28	828		9, 822	378, 291	8 月分事務所電気代	⑨	
月計			207, 669				
累計		1, 680, 000	1, 301, 709	378, 291			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.9.10	910-1		6,328	371,963	8月分携帯料金	⑨	
6.9.10	910-2		3,258	368,705	ガソリン代	①	
6.9.10	910-3		11,440	357,265	7月分事務所電気代	⑨	
6.9.11	911-1		16,760	340,505	8月分事務所電気代	⑨	
6.9.11	911-2		2,773	337,732	水道料金	⑨	
6.9.25	925-1		85,800	251,932	9月分人件費	⑧	
6.9.25	925-2		10,428	241,504	9月事務所通信費	⑨	
6.9.26	926-1		86,240	155,264	10月分事務所賃借料	⑨	
6.9.26	926-2		8,452	146,812	9月分駐車場代	⑨	
6.9.27	927		4,900	141,912	9月分新聞費	⑥	
月計			236,379				
累計		1,680,000	1,538,088	141,912			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 10. 10	1010-1		6, 336	135, 576	9月分携帯料金	⑨	
6. 10. 10	1010-2		3, 675	131, 901	ガソリン代	①	
6. 10. 10	1010-3		59, 693	72, 208	10月分車リース代	⑨	
6. 10. 10		840, 000		912, 208	政務活動費10. 11. 12分		
6. 10. 24	1024-1		4, 400	907, 808	10月分新聞費	⑥	
6. 10. 24	1024-2		4, 900	902, 908	10月分新聞費	⑥	
6. 10. 25	1025		85, 800	817, 108	10月分人件費	⑧	
6. 10. 28	1028-1		86, 240	730, 868	11月分事務所賃借料	⑨	
6. 10. 28	1028-2		8, 452	722, 416	10月分駐車場代	⑨	
6. 10. 31	1031-1		10, 591	711, 825	9月分事務所電気代	⑨	
6. 10. 31	1031-2		10, 688	701, 137	10月分事務所通信費	⑨	
6. 10. 31	1031-3		2, 696	698, 441	水道料金	⑨	
月計		840, 000	283, 471				
累計		2, 520, 000	1, 821, 559	698,441			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.11.8	118		59,679	638,762	11月分車リース代	⑨	
6.11.11	1111		6,465	632,297	10月分携帯料金	⑨	
6.11.25	1125-1		4,400	627,897	11月分新聞費	⑥	
6.11.25	1125-2		4,900	622,997	11月分新聞費	⑥	
6.11.25	1125-3		85,800	537,197	11月分人件費	⑧	
6.11.26	1126-1		86,240	450,957	12月分事務所賃借料	⑨	
6.11.26	1126-2		8,452	442,505	11月分駐車場代	⑨	
6.11.26	1126-3		7,140	435,365	10月分事務所電気代	⑨	
6.11.26	1126-4		10,650	424,715	11月分事務所通信費	⑨	
月計			273,726				
累計		2,520,000	2,095,285	424,715			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 12. 10	1210-1		59,679	365,036	12月分車リース代	⑨	
6. 12. 10	1210-2		6,852	358,184	11月分携帯料金	⑨	
6. 12. 10	1210-3		4,773	353,411	ガソリン代	①	
6. 12. 23	1223		86,240	267,171	1月分事務所賃借料	⑨	
6. 12. 24	1224-1		4,400	262,771	12月分新聞費	⑥	
6. 12. 24	1224-2		4,900	257,871	12月分新聞費	⑥	
6. 12. 24	1224-3		7,698	250,173	11月分事務所電気代	⑨	
6. 12. 24	1224-4		13,186	236,987	12月分事務所通信費	⑨	
6. 12. 25	1225		85,800	151,187	12月分人件費	⑧	
6. 12. 26	1226		8,452	142,735	12月分駐車場代	⑨	
月計			281,980				
累計		2,520,000	2,377,265	142,735			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.1.8	108-1		13,108	129,627	12月分事務所電気代	⑨	
7.1.8	108-2		2,849	126,778	事務所水道料金	⑨	
7.1.10		840,000					
7.1.10	110-1		59,679	907,099	1月分車リース代	⑨	
7.1.10	110-2		6,544	900,555	12月分携帯料金	⑨	
7.1.10	110-3		5,924	894,631	ガソリン代	①	
7.1.24	124-1		86,240	808,391	2月分事務所賃借料	⑨	
7.1.24	124-2		85,800	722,591	1月分人件費	⑧	
7.1.27	127-1		4,800	717,791	1月分新聞費	⑥	
7.1.27	127-2		4,900	712,891	1月分新聞費	⑥	
7.1.27	127-3		8,452	704,439	1月分駐車場代	⑨	
月計		840,000	278,296				
累計		3,360,000	2,655,561	704,439			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7. 2. 10	210-1		59,679	644,760	2月分車リース代	⑨	
7. 2. 10	210-2		6,425	638,335	1月分携帯料金	⑨	
7. 2. 25	225-1		86,240	552,095	3月分事務所賃借料	⑨	
7. 2. 25	225-2		85,800	466,295	2月分人件費	⑧	
7. 2. 26	226		8,452	457,843	2月分駐車場代	⑨	
7. 2. 27	227-1		4,800	453,043	2月分新聞費	⑥	
7. 2. 27	227-2		4,900	448,143	2月分新聞費	⑥	
7. 2. 28	228		11,455	436,688	1月分事務所通信費	⑨	
月計			267,751				
累計		3,360,000	2,923,312	436,688			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.3.5	305-1		20,137	416,551	1月分事務所電気代	⑨	
7.3.5	305-2		2,773	413,778	事務所水道料金	⑨	
7.3.5	305-3		9,463	404,315	2月分事務所通信費	⑨	
7.3.5	305-4		45,430	358,885	車の故障修理代金	⑨	
7.3.7	307		14,902	343,983	2月分事務所電気代	⑨	
7.3.10	310-1		59,679	284,304	3月分車リース代	⑨	
7.3.10	310-2		8,553	275,751	2月分携帯料金	⑨	
7.3.10	310-3		5,107	270,644	ガソリン代	①	
7.3.19	319		41,184	229,460	シュレッダー購入費	⑨	
7.3.24	324		86,240	143,220	4月分事務所賃借料	⑨	
7.3.25	325		85,800	57,420	3月分人件費	⑧	
7.3.26	326		8,452	48,968	3月分駐車場代	⑨	
7.3.28	328-1		4,800	44,168	3月分新聞費	⑥	
7.3.28	328-2		4,900	39,268	3月分新聞費	⑥	
7.3.31	331		9,111	30,157	3月分事務所通信費	⑨	
月計			406,531				
累計		3,360,000	3,329,843	30,157			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西村 昭三

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住 所	〒 市 市		
雇用期間 (雇用開始日)	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	20時間 / 週 （1日 5時間× 4日 / 週）		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	85,800 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）</u> 時間 （週勤務時間数） 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区大浜南町2-2-16 チェリーヒルズ201号 西村昭三議員事務所	
仕事内容	電話・来客対応 政務活動にかかる書類等の作成事務 陳情調査及び堺市内視察の同行	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 00分から 午前・午後 3時 00分まで (うち、休憩時間12時00分から13時00分まで)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇 月から金のうち、雇用者が指定する1日	
給与(賃金)	月額85,800円	
給与支払	毎月20日締め切り、25日支払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2024年 4月 1日		
雇用者	堺市議会議員 西村昭三	
被雇用者		

6年4月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
3月21日	木	9:00~15:00 (休1H)
22日	金	9:00~15:00 (休1H)
23日	土	休
24日	日	休
25日	月	9:00~15:00 (休1H)
26日	火	9:00~15:00 (休1H)
27日	水	休
28日	木	休
29日	金	9:00~15:00 (休1H)
30日	土	休
31日	日	休
4月1日	月	9:00~15:00 (休1H)
2日	火	9:00~15:00 (休1H)
3日	水	休
4日	木	9:00~15:00 (休1H)
5日	金	9:00~15:00 (休1H)
6日	土	休
7日	日	休
8日	月	9:00~15:00 (休1H)
9日	火	休
10日	水	休
11日	木	9:00~15:00 (休1H)
12日	金	9:00~15:00 (休1H)
13日	土	休
14日	日	休
15日	月	9:00~15:00 (休1H)
16日	火	9:00~15:00 (休1H)
17日	水	休
18日	木	9:00~15:00 (休1H)
19日	金	9:00~15:00 (休1H)
20日	土	休
出勤日数 16 日		

令和6年4月22日 確認しました 西村昭三

6年5月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
4月21日	日	休
22日	月	9:00～15:00 (休1H)
23日	火	9:00～15:00 (休1H)
24日	水	休
25日	木	9:00～15:00 (休1H)
26日	金	休
27日	土	休
28日	日	休
29日	月	休
30日	火	9:00～15:00 (休1H)
5月1日	水	9:00～15:00 (休1H)
2日	木	9:00～15:00 (休1H)
3日	金	休
4日	土	休
5日	日	休
6日	月	休
7日	火	9:00～15:00 (休1H)
8日	水	9:00～15:00 (休1H)
9日	木	9:00～15:00 (休1H)
10日	金	9:00～15:00 (休1H)
11日	土	休
12日	日	休
13日	月	9:00～15:00 (休1H)
14日	火	9:00～15:00 (休1H)
15日	水	9:00～15:00 (休1H)
16日	木	9:00～15:00 (休1H)
17日	金	9:00～15:00 (休1H)
18日	土	休
19日	日	休
20日	月	9:00～15:00 (休1H)
出勤日数 16 日		

令和6年5月20日 確認しました

西村昭三

6年6月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
5月21日	火	休
22日	水	9:00～15:00 (休1H)
23日	木	9:00～15:00 (休1H)
24日	金	9:00～15:00 (休1H)
25日	土	休
26日	日	休
27日	月	9:00～15:00 (休1H)
28日	火	9:00～15:00 (休1H)
29日	水	休
30日	木	9:00～15:00 (休1H)
31日	金	9:00～15:00 (休1H)
6月1日	土	休
2日	日	休
3日	月	9:00～15:00 (休1H)
4日	火	9:00～15:00 (休1H)
5日	水	休
6日	木	9:00～15:00 (休1H)
7日	金	9:00～15:00 (休1H)
8日	土	休
9日	日	休
10日	月	9:00～15:00 (休1H)
11日	火	休
12日	水	休
13日	木	9:00～15:00 (休1H)
14日	金	9:00～15:00 (休1H)
15日	土	休
16日	日	休
17日	月	9:00～15:00 (休1H)
18日	火	9:00～15:00 (休1H)
19日	水	休
20日	木	休
出勤日数 16 日		

令和6年6月20日 確認しました 西村昭三

6年7月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
6月21日	金	9:00～15:00 (休1H)
22日	土	休
23日	日	休
24日	月	9:00～15:00 (休1H)
25日	火	9:00～15:00 (休1H)
26日	水	9:00～15:00 (休1H)
27日	木	9:00～15:00 (休1H)
28日	金	9:00～15:00 (休1H)
29日	土	休
30日	日	休
7月1日	月	9:00～15:00 (休1H)
2日	火	9:00～15:00 (休1H)
3日	水	9:00～15:00 (休1H)
4日	木	9:00～15:00 (休1H)
5日	金	9:00～15:00 (休1H)
6日	土	休
7日	日	休
8日	月	休
9日	火	休
10日	水	休
11日	木	休
12日	金	休
13日	土	休
14日	日	休
15日	月	休
16日	火	9:00～15:00 (休1H)
17日	水	9:00～15:00 (休1H)
18日	木	9:00～15:00 (休1H)
19日	金	9:00～15:00 (休1H)
20日	土	休
出勤日数 15 日		

令和6年7月20日 確認しました 西村昭三

6年8月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
7月21日	日	休
22日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
23日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
24日	水	休
25日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
26日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
27日	土	休
28日	日	休
29日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
30日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
31日	水	休
8月1日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
2日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
3日	土	休
4日	日	休
5日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
6日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
7日	水	9:00～15:00 (休 1 H)
8日	木	休
9日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
10日	土	休
11日	日	休
12日	月	休
13日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
14日	水	休
15日	木	休
16日	金	休
17日	土	休
18日	日	休
19日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
20日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
出勤日数 15 日		

令和6年 8月20日 確認しました

西村昭三

6年9月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
8月21日	水	休
22日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
23日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
24日	土	休
25日	日	休
26日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
27日	火	休
28日	水	休
29日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
30日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
31日	土	休
9月1日	日	休
2日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
3日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
4日	水	休
5日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
6日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
7日	土	休
8日	日	休
9日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
10日	火	休
11日	水	休
12日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
13日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
14日	土	休
15日	日	休
16日	月	休
17日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
18日	水	休
19日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
20日	金	9:00～15:00 (休 1 H)

出勤日数 15 日

令和6年 9月20日 確認しました

西村昭三

6年10月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
9月21日	土	休
22日	日	休
23日	月	休
24日	火	9:00～15:00 (休1H)
25日	水	休
26日	木	9:00～15:00 (休1H)
27日	金	9:00～15:00 (休1H)
28日	土	休
29日	日	休
30日	月	9:00～15:00 (休1H)
10月1日	火	9:00～15:00 (休1H)
2日	水	9:00～15:00 (休1H)
3日	木	9:00～15:00 (休1H)
4日	金	休
5日	土	休
6日	日	休
7日	月	9:00～15:00 (休1H)
8日	火	9:00～15:00 (休1H)
9日	水	9:00～15:00 (休1H)
10日	木	休
11日	金	9:00～15:00 (休1H)
12日	土	休
13日	日	休
14日	月	休
15日	火	9:00～15:00 (休1H)
16日	水	9:00～15:00 (休1H)
17日	木	9:00～15:00 (休1H)
18日	金	9:00～15:00 (休1H)
19日	土	休
20日	日	休
出勤日数		15 日

令和6年10月20日 確認しました

西村昭三



6年11月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
10月21日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
22日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
23日	水	休
24日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
25日	金	休
26日	土	休
27日	日	休
28日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
29日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
30日	水	休
31日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
11月1日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
2日	土	休
3日	日	休
4日	月	休
5日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
6日	水	休
7日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
8日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
9日	土	休
10日	日	休
11日	月	9:00～15:00 (休 1 H)
12日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
13日	水	休
14日	木	9:00～15:00 (休 1 H)
15日	金	9:00～15:00 (休 1 H)
16日	土	休
17日	日	休
18日	月	休
19日	火	9:00～15:00 (休 1 H)
20日	水	休
出勤日数		15 日

令和6年11月20日 確認しました

西村昭三



6年12月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
11月21日	木	9:00～15:00 (休1H)
22日	金	9:00～15:00 (休1H)
23日	土	休
24日	日	休
25日	月	9:00～15:00 (休1H)
26日	火	9:00～15:00 (休1H)
27日	水	休
28日	木	9:00～15:00 (休1H)
29日	金	9:00～15:00 (休1H)
30日	土	休
11月1日	日	休
2日	月	9:00～15:00 (休1H)
3日	火	9:00～15:00 (休1H)
4日	水	休
5日	木	9:00～15:00 (休1H)
6日	金	休
7日	土	休
8日	日	休
9日	月	9:00～15:00 (休1H)
10日	火	休
11日	水	9:00～15:00 (休1H)
12日	木	休
13日	金	9:00～15:00 (休1H)
14日	土	休
15日	日	休
16日	月	9:00～15:00 (休1H)
17日	火	9:00～15:00 (休1H)
18日	水	休
19日	木	9:00～15:00 (休1H)
20日	金	休
出勤日数 15 日		

令和6年12月20日 確認しました

西村昭三



7年1月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
12月21日	土	休
22日	日	休
23日	月	9:00～15:00 (休1H)
24日	火	9:00～15:00 (休1H)
25日	水	9:00～15:00 (休1H)
26日	木	9:00～15:00 (休1H)
27日	金	9:00～15:00 (休1H)
28日	土	休
29日	日	休
30日	月	休
31日	火	休
1月1日	水	休
2日	木	休
3日	金	休
4日	土	休
5日	日	休
6日	月	9:00～15:00 (休1H)
7日	火	9:00～15:00 (休1H)
8日	水	9:00～15:00 (休1H)
9日	木	9:00～15:00 (休1H)
10日	金	9:00～15:00 (休1H)
11日	土	休
12日	日	休
13日	月	休
14日	火	9:00～15:00 (休1H)
15日	水	9:00～15:00 (休1H)
16日	木	9:00～15:00 (休1H)
17日	金	9:00～15:00 (休1H)
18日	土	休
19日	日	休
20日	月	9:00～15:00 (休1H)
出勤日数		15 日

令和7年1月20日 確認しました

西村昭三

7年2月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
1月21日	火	9:00～15:00 (休1H)
22日	水	9:00～15:00 (休1H)
23日	木	9:00～15:00 (休1H)
24日	金	9:00～15:00 (休1H)
25日	土	休
26日	日	休
27日	月	9:00～15:00 (休1H)
28日	火	9:00～15:00 (休1H)
29日	水	休
30日	木	9:00～15:00 (休1H)
31日	金	9:00～15:00 (休1H)
2月1日	土	休
2日	日	休
3日	月	9:00～15:00 (休1H)
4日	火	9:00～15:00 (休1H)
5日	水	休
6日	木	9:00～15:00 (休1H)
7日	金	9:00～15:00 (休1H)
8日	土	休
9日	日	休
10日	月	9:00～15:00 (休1H)
11日	火	休
12日	水	休
13日	木	休
14日	金	休
15日	土	休
16日	日	休
17日	月	9:00～15:00 (休1H)
18日	火	休
19日	水	休
20日	木	9:00～15:00 (休1H)
出勤日数		15 日

令和7年2月20日 確認しました

西村昭三



7年3月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
2月21日	金	9:00~15:00 (休 1 H)
22日	土	休
23日	日	休
24日	月	9:00~15:00 (休 1 H)
25日	火	9:00~15:00 (休 1 H)
26日	水	休
27日	木	9:00~15:00 (休 1 H)
28日	金	9:00~15:00 (休 1 H)
3月1日	土	休
2日	日	休
3日	月	9:00~15:00 (休 1 H)
4日	火	9:00~15:00 (休 1 H)
5日	水	休
6日	木	9:00~15:00 (休 1 H)
7日	金	9:00~15:00 (休 1 H)
8日	土	休
9日	日	休
10日	月	9:00~15:00 (休 1 H)
11日	火	9:00~15:00 (休 1 H)
12日	水	9:00~15:00 (休 1 H)
13日	木	休
14日	金	9:00~15:00 (休 1 H)
15日	土	休
16日	日	休
17日	月	9:00~15:00 (休 1 H)
18日	火	休
19日	水	9:00~15:00 (休 1 H)
20日	木	休
出勤日数 15 日		

令和7年3月20日 確認しました 西村昭三

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

西村昭三

管理責任者 (議員名)	西村昭三		
事務所名	西村昭三堺市議会議員事務所		
所在地	〒590-0976 堺市堺区大浜南町2-2-16 チェリーヒルズ201号 TEL 072(227)5770		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所（賃貸借契約先 ㈱令和）		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ ☐ 無	☒ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等（関係団体）	
延べ面積	106.95 m ²	賃借料	月額 107,800 円 (政務活動費充当額 86,240 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 160 時間のうち 128 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80% ☒ 水道代・・・ 80% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80% ☒ その他（消耗品等事務所関連経費）・・・ 80%	
	駐車場 賃借料	70%	月額 12,075 円 (政務活動費充当額 8,452 円)
		【所在地】堺市堺区大浜南町2-3 堺大浜南町住宅駐車場	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	倉庫 XXXXXXXXXX		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

3-(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用・居住用)

定期建物賃貸借契約書(事業用・居住用)

貸主 株式会社 令和 (以下「甲」という。)と借主 西村 昭三 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	大浜チェリーヒルズ		
	所 在 地	(住居表示) 堺市堺区大浜南町2丁2番16号		
		(登記簿) 堺市 [REDACTED]		
	構 造	鉄骨造 陸屋根 (5)階建/全(12)戸(事務所、店舗含む)		
	種 類	事務所、共同住宅	新築年月	平成 4年 2月
	面 積	962.64㎡		
専有賃貸区画		①2階201号 [REDACTED]		

頭書(2) 事業内容

201号は自民党 西村昭三 事務所として利用 [REDACTED]

頭書(3) 契約期間

令和 6年 4月 1日 から 令和10年 3月 31日まで	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和 9年 9月 1日から 令和 10年 2月 28日 まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 ¥241,800円	共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	自己負担
敷 金	無し		円	附 属 施設料	自己負担
保証金	無し	償 却			
その他の条件		上記賃料の内訳 107800円/201号 [REDACTED]			
貸与する鍵	鍵 No.	既存鍵利用			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等の 支払方法	☒ 振 込	大阪信用金庫 堺東支店 普通 [REDACTED] カ レイワ			
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 西村 昭三
	(自 宅) TEL [REDACTED]
	(勤務先) TEL 0722-227-5770 会社名・西村事務所
	(携 帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 株式会社 令和
	住所 堺市堺区永代町5丁1-8
管 理 業 者	商号又は名称 株式会社モアハウジング
所 在 地	堺市堺区永代町5丁1-10 TEL 072-221-7881
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	同 上

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、そ の右欄に所定の事項 を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
	☐ 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

賃貸借契約の再契約はありません。

頭書(9) 特約事項

- ① 本件、甲乙共に存命中に於いてのみ賃貸借契約有効とし双方に万一があった場合には(甲乙どちらか一方の死亡)無条件で本件賃貸借契約は自動解除(無催告解除)とし、乙は3ヶ月以内に本物件を完全に明渡し残置物等も撤去処分し鍵を引き渡す。
- ② 本契約時点で甲が承知している乙が明示している賃料、管理費用については本契約期限まで、甲は承諾する。(項目を整理し、支払い費用並びに義務を定め当該契約書に添付する)
- ③ 当該マンションの管理は甲が指定する㈱モアハウジングとする。乙は本件賃貸借契約満了までは㈱モアハウジングより管理の一部(上記②)を委託(請負)形態とする。但し特約事項①の場合は自動解除となる。
- ④ 401号、501号に既存付帯する専用庭の維持・管理等一切、乙の責任と負担で行い期限内の

剪定・処分等を含め甲は一切責任を負わない。
 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 3月21 日

甲・貸主	氏名 株式会社 令和	TEL 072-320-6957
	住所 堺市堺区永代町5丁1-8	
乙・借主	氏名 西村 昭三	TEL
	住所 堺市堺区大浜南町2丁2-16-201	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
	免許年月日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	氏名
	登録番号	登録番号
	業務に従事する 事務所名	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	堺市 [REDACTED]		駐車場名	OPHパーキング 堺大改南町
			枠番号(記号)	[REDACTED]
保管場所の使用者	〒 (590-0996) 住 所 堺市堺区大改南町 2丁2-16 氏 名 西村昭三 (092) 229 局 5770番			使用者と契約者の関係
保管場所の契約者	〒 (590-0996) 住 所 堺市堺区大改南町 2丁2-16 氏 名 西村昭三 (092) 229 局 5770番			① 同 じ 2. 本店支店 3. 親 族 4. その他 〇39ン [REDACTED]
使 用 期 間	平成 29 年 10 月 31 日 か ら 継続中 平成 年 月 日 ま で			
駐又は 車は 場管 の理 所委 有託 者者	上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 令和 平成 元年 6 月 20 日 〒 (400 - 0336) 住 所 山梨県南アルプス市十日市場 789 (055) 284 局 2411 番 氏 名 株式会社 サニカ 代表取締役社長 武井 巖			

- 注：1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。
 2 共有の場合で、共有者全員の住所・氏名が書けない場合は、別紙に記入の上、本証明書と割印をしてください。
 3 月極駐車場は、駐車場名を記入し、2台以上の駐車枠がある場合は「枠番号(記号)」を記入してください。

駐 車 場 使 用 要 領

管理者名（甲）	株式会社サニカ
使用者名（乙）	西村 昭三
駐車場名	堺大浜南町住宅駐車場
所 在 地	堺市堺区大浜南町2丁
使用区画	
契約車両	車 種 ティアノ 自動車登録番号
使用料金	金 12,075 円
保 証 金	金
使用期間	平成28年11月1日から平成29年10月31日まで 但し、使用期間が満了する日の1ヵ月前までに、甲または乙から何らの書面による申し出がないときは、本契約と同一条件で一年間交信されるものとし、以後も同様とします。

甲および乙は、上記記載事項の他、本要項に添付する駐車場使用契約を遵守します。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記（署）名押印の上、各1通を保有します。

平成28年10月13日

甲 住 所 山梨県南アルプス市十日市場789番地
会 社 名 株式会社サニカ
代表者名 代表取締役 林 憲正

乙 住 所 堺市堺区大浜南町2-2-16
氏 名 西村 昭三

自動車リース契約書

マイカーリース(コスモスマートビークル)

貸渡人 (乙)

東京都港区芝三丁目2番8号

オリックス自動車株式会社 御中



契約番号

契約締結日: 2019年10月30日

上記の者は、下記および契約条項のとおり契約します。
甲および連帯保証人は、この契約の成立を証するため
本書1通を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差し入れます。

捺印

捺印

(1) 自動車			(2) リース期間	
車種名	クラウン 2500 HYBRID 2.5 S C package 4*7 FCVT 2WD 5人		期間	60 カ月
型式	6AA-AZSH20			
特別仕様・架装品	マット、パイパー、オーディオテック、有償色、レザーシートパッケージ、盗難防止機能ナンバーステップ、ドアエッジプロテクターフロント&リア		(3) リース種類	基本リース
(4) リース料				
	1回当たりリース料	消費税額、地方消費税額 (税率) 8 %	合計	支払回数
① 別枠リース料	740,741 円	59,259 円	800,000 円	1回
② 各月リース料	88,500 円	7,080 円	95,580 円	④ 60回
③ ボーナス月加算額	0 円	0 円	0 円	⑤
総額 (①+②×④+③×⑤)	6,050,741 円	484,059 円	6,534,800 円	
(5) 残存価額の精算				
☒ 有り 残存価額 (円) ☐ 無し				
(6) 支払条件				
別枠リース料	別途、乙の指定する支払期日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとします。			
第1回	リース開始日 (乙が承認した場合、第2回リース料と同時に)			
第2回目以降	リース開始月の翌月から毎月 末日			
ボーナス月	月 月			
支払方法	口座振替			
(7) リース料を含む費用 (○は含む、×は含みません)				
☒ 車両代 (特別仕様・架装品等含む)	☒ 登録諸掛費用	☒ 環境性能割		
☒ 自動車税 (全期間)	☒ 自動車重量税 (全期間)	☒ 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)		
☒ 自動車保険料				

(8) 保證條件:

複数の保険会社による共同保険契約は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
また、幹事保険会社として他の引受会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(9) 特約条項

2. 前項のシルバーバックの料金は、表記の費用負担区分の記載の有無に関わらず、リース契約に含むものとし、乙は、甲の委託により、当該料金をコスモ石油に支払うものとし、以下余白



オリックス自動車株式会社

〒590-0976 B06AJ1KXXX0001442#
大阪府堺市 堺区大浜南町2丁2-16

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、ご契約いただきました契約のお支払予定をご案内申し上げます。
お引落しの場合は、下記のお支払期日にご指定の口座よりお引落しさせていただきます。
領収書は発行いたしませんので、ご了承ください。
なお、消費税額は開始日現在の消費税率で算出しております。 敬具

西村 昭三

オリックス自動車株式会社

東京都港区芝3-22-8 〒105-8589

様

お問い合わせ先

請求書担当

03-6436-6023

お支払予定表

2019/11/6 作成

契約番号	契約日	開始日	終了日	お支払回数
	2019年10月30日	2019年07月05日	2024年07月04日	60回(1ヶ月)
金融機関名	通金種別	口座番号	登録番号	車名
三菱UFJ銀行 堺支店	普通			クラウン2500 HYBRID 2.5 S C package 4ドア F CVT 2WD 5人

回数	お支払期日	お支払金額(税込)	お支払金額(税抜き)	消費税額
頭金	2019年07月05日	800,000		
1	2019年08月31日	95,580	740,741	59,259
2	2019年08月31日	95,580	88,500	7,080
3	2019年09月30日	95,580	88,500	7,080
4	2019年10月31日	95,580	88,500	7,080
5	2019年11月30日	95,580	88,500	7,080
6	2019年12月31日	95,580	88,500	7,080
7	2020年01月31日	95,580	88,500	7,080
8	2020年02月29日	95,580	88,500	7,080
9	2020年03月31日	95,580	88,500	7,080
10	2020年04月30日	95,580	88,500	7,080
	2020年05月31日	95,580	88,500	7,080
	2020年06月30日	95,580	88,500	7,080
13	2020年07月31日	95,580	88,500	7,080
14	2020年08月31日	95,580	88,500	7,080
15	2020年09月30日	95,580	88,500	7,080
16	2020年10月31日	95,580	88,500	7,080
17	2020年11月30日	95,580	88,500	7,080
18	2020年12月31日	95,580	88,500	7,080
19	2021年01月31日	95,580	88,500	7,080
20	2021年02月28日	95,580	88,500	7,080
21	2021年03月31日	95,580	88,500	7,080
22	2021年04月30日	95,580	88,500	7,080
23	2021年05月31日	95,580	88,500	7,080
24	2021年06月30日	95,580	88,500	7,080
25	2021年07月31日	95,580	88,500	7,080
26	2021年08月31日	95,580	88,500	7,080
27	2021年09月30日	95,580	88,500	7,080
28	2021年10月31日	95,580	88,500	7,080
29	2021年11月30日	95,580	88,500	7,080
30	2021年12月31日	95,580	88,500	7,080

自動車リース契約書

令和6年8月21日

甲 住 所 大阪府堺市堺区大浜南町2-2-16

氏 名 西村 昭三

乙 住 所 大阪府堺市堺区甲斐町西3-4-14

氏 名 株式会社アール・ティー・シーマネージメン
代表取締役 松尾 忠浩

甲と乙とは、後記リース物件の表示記載の自動車（以下「リース自動車」という。）
について次の条項に定めるところにより契約を締結する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

記

（リース物件の表示）車名：トヨタ クラウン 型式：6AA-AZSH20 車両番号

（リース契約）

第1条 甲は、乙からリース自動車を次条の期間リースを受け、乙に第3条のリース料を支払う。

（リース期間）

第2条 リース期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

（リース料）

第3条 甲が、乙に支払うリース自動車のリース料の総額は、金 3,069,237 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 279,021円）とする。

（リース料の支払）

第4条 甲は、毎月10日までに前月分のリース料の支払いを乙に振込送金するものとする。

月額（初回リース料金 85,277円 2回目以降リース料金 85,256円）

2 リース料の支払い振込先は、乙の指定する銀行口座とする（りそな銀行 堺東支店 普通

名義人：乙）

（燃料、保険料等）

第5条 リース自動車に係る燃料費、保険料等の負担は、次のとおりとする。

（1） 契約期間中の燃料費は、甲が負担する。

（2） 保険料、公課費用は、乙が負担する。

（リース自動車の引渡し、返還等）

第6条 車両の引渡し、返還等の手続は、次のとおりとする。

（1） 車両の引渡しは、甲が指定する事務所とする。

（2） 甲は、リース自動車を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（3） 返還場所は、原則として車両引渡し場所とする。

2 乙は、適切に整備された車両を貸し出すものとし、甲は、当該車両を検査の上受け取るものとする。

(自動車保険)

第7条 乙が甲に貸し出す車両は、自動車損害賠償責任保険のほか、保険補償を最低限具備した車両とする。

(交通事故の解決)

第8条 甲の使用中に交通事故が発生した場合は、甲、乙協力して、当該事故の解決にあたるものとする。

(履行期限の延期及び遅延利息)

第9条 乙は、契約締結後に生じた事由により、履行期限内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付し、履行期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他乙の責に帰することができない場合を除き、遅延利息を納付しなければならない。

3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ契約金額に年2.5%の割合で計算した額とする。

なお、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

(リース自動車の不適合責任)

第10条 甲は、契約締結後、リース自動車の引き渡しが遅延したとき、又は契約内容に適合しないことによりリース自動車の運用及び操作に不能を生じたときは、乙に直ちに引き渡すべきこと、又は修理、交換等の必要な措置を講ずべきことを請求できるものとし、乙は直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事由による甲の損害について、甲は乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(リース物件の表示)

第11条 乙は、リース物件であることの表示等を付することができる。

(リース自動車の保管・使用)

第12条 甲は、リース自動車をその本来の用法により使用し、善良な管理者としての注意をもって管理するものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が契約を履行しないとき。

二 乙が契約解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる

とき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以

下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(守秘義務)

第17条 乙は、業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(特約条項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

見積有効期限：見積作成日から3ヶ月間